

国民健康保険制度が変わります

18-008号
通巻:188

平成30年4月から、市町村に加えて都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

<見直しの背景>

- 年齢構成が高く医療費水準が高い
- 所得水準が低く保険料の負担が重い
- 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、
財政赤字の保険者も多く存在する



では、見直しによる主な役割や変更点をみていきます。

○都道府県の主な役割

- 財政運営の責任主体
- 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
- 保険給付費等交付金の市町村への支払い

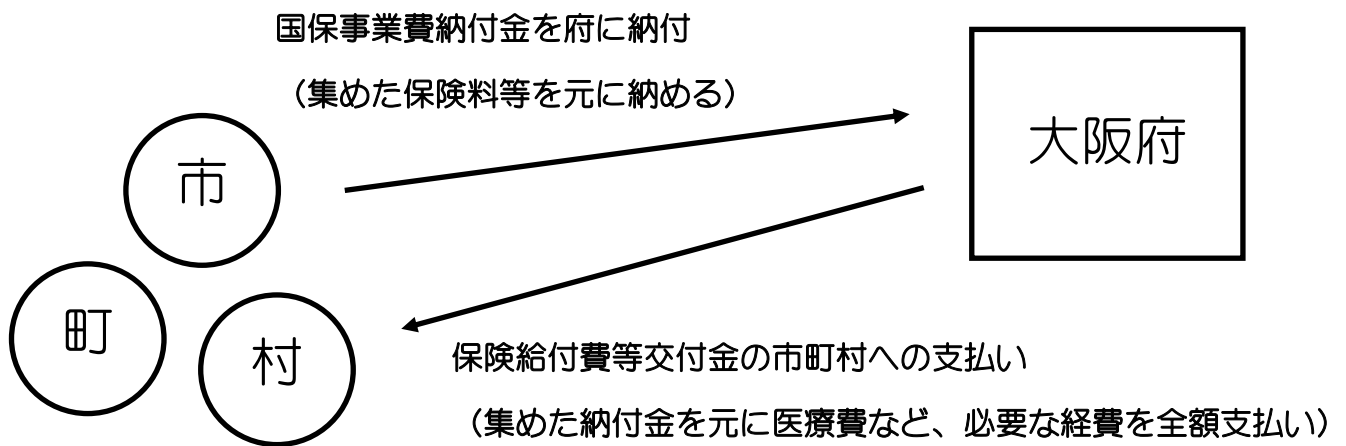
○市町村の主な役割

- 国保事業費納付金を府に納付
- 資格を管理（被保険者証等の交付）
- 標準保険料率等を参考に保険料率を決定、保険料の賦課・徴収
- 保険給付の決定、支給

○主な変更点

- 都道府県も国民健康保険の保険者となります。
(資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続き住まいの市町村です)
- 新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されます。

大阪府の運営と変更内容



* 保険料率

府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう設定されるようになりました。

ただし、最大6年間の経過措置期間を設けられています。

* 出産育児一時金の額

404,000円 + 産科医療補償制度加入の場合16,000円

(別段の記載があった市と内容の一部)

寝屋川市・・・平成26年12月までの分娩の場合は39万円

* 葬祭費の額

50,000円

(別段の記載があった市と内容の一部)

門真市・・・平成30年3月31日以前に行ったものは35,000円

寝屋川市・・・平成30年3月31日までに死亡したときは40,000円

参考：厚生労働省、大阪府、大阪府の各市町村HP

～コメント～

財政リスクの軽減や国保運営の安定化を図るため、国民健康保険制度が変わりました。変更される内容には経過措置期間が設けられているものもあります。詳しい内容につきましては、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

クラージュ総合会計事務所 西村 友香